

ボランティア活動中のケガや事故を対象として保険！

横浜市では、ボランティア活動を安心して行えるように横浜市市民活動保険を用意してあります。特に、加入の手続きは必要ないタイプの保険で、愛護会活動などボランティアに従事した全員が対象になります。a~c のような市民活動中に万一事故が起きた場合は、発生後に所定の手続きが必要となりますが、保険金が支払われることとなります。

市民活動保険の対象になるボランティア活動とは、たとえば、赤枠の中の条件となりますが、保険金の請求の条件に、活動している方を明らかにできる「活動者の名簿」や、「当番表」などが重要となります。催しもの(イベント)などでは、**主催者**が保険の対象となっており、運営や進行、準備の際に、ケガをしたとき保険の対象になりますが、参加者は、保険の対象となっておりません。

万一事故で保険金請求を行う際に重要なのは、ボランティア活動中だったことがわかることです。保険の条件には、活動が、継続的・計画的に行っていること示すことで、残念ながら、今の愛護会活動報告書は、事後報告書となるため、保険の提出書類に充当できないのが実情です。

是非！！各公園愛護会にて、名簿や当番表を作成しておかれることを推奨します。万一の時の保険請求に、活用できることをご理解いただきたく、よろしくお願いいたします。

今回、横浜市市民活動保険を紹介しました。市民活動 ボランティアをサポートするシステムとして、市民活動保険はあります。公園愛護会の活動をされている際に、「ケガをした」「活動に向かう際に転んだ」など万一の事故に対して、ボランティアを安心して御参加して頂くためのバックアップシステムです。事故の発生後の相談は、鶴見区総務課(510-1655)までご相談下さいませ、よろしくお願いいたします。

公園愛護会等コーディネーターからのお知らせ

公園愛護会通信第51号と、鶴見区公園愛護会通信 むさし vol.11 2014 秋を、送付させていただきます。また、今回ご紹介いたしました「横浜市市民活動保険のご案内」のピンクのリーフレットを同封させていただきます。ご不明な点などございましたら、下記公園愛護会等コーディネーター河野までお問い合わせ下さい。

Vol.11 2014 秋	鶴見土木事務所 所在地
発行年月日 2014. 9. 19	〒230-0051
発行者 鶴見土木事務所 下水道・公園係	横浜市鶴見区鶴見中央3-28-1
公園愛護会等コーディネーター 河野	045(510)1673~1674

平成26年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや事故を対象とした制度です。

- 特徴1** 保険料は不要です。
ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。
- 特徴2** 事前の加入手続きは不要です。事故発生後に手続きをしていただきます。
日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。横浜市と保険会社が審査を行い、横浜市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。
※ 詳しい手続き方法や手続きに必要な書類については、最後のページに記載しています。

対象となる方

もっぱら市内でボランティア活動を行う方

対象となるボランティア活動

次の4つの要件を全て満たす活動です。

- ① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② 無報酬の活動(交通費などの実費の支給を除きます。)
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある活動

※ 保険適用範囲には、準備活動及び活動場所への往復経路も含まれます。
※ 対象となるボランティア活動の例は中面に記載しています。

【事故の例】

- ・ 高齢者宅への配食活動でのお弁当の調理中にやけどをした。
- ・ 地域住民で行う子どもの登下校の見守り活動中、転倒してケガをした。
- ・ 自治会町内会の定例の役員会へ自転車に向かう途中、転倒してケガをした。
- ・ 地域住民で行う公園の草刈り中、草刈り機で小石をはね、停めてあった他人の車に傷をつけた。

- a 公園愛護会で活動中にケガしたら？
- b 自治会の地域の催しのお手伝い中にケガしたら？
- c 公園清掃に向かう途中、転んでケガをしてしまったら？